府　令

○内閣府令第三十号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第三項及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年六月七日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「資料の徴収及び検査」の下に「並びに調査」を加え、「第百九十四条の七第二項及び第三項」を「第百九十四条の七第二項から第四項まで」に改める。

附　則

この府令は、平成二十二年六月八日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第七十七号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第一条の二第三項の規定に基づき、介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月七日

厚生労働大臣　長妻　昭

介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる場合のほか、介護保険の財政又は介護保険事業の安定的な運営に影響を与える場合その他のやむを得ない特別の事情がある場合　別に定める額

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第三項及び第百三十七条の四の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月七日

国土交通大臣　前原　誠司

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条第二項第二号中「法第百十一条第一項の認可を受けて他の航空運送事業者と法第百十条第二号の協定を締結して」を削る。

第二百二十一条第二項を次のように改める。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　締結しようとする協定が法第百十条第一号の協定である場合　次に掲げる書類

イ　共同経営を予定する路線に係る輸送需要の減少を示す書類

ロ　共同経営を予定する路線に係る事業収支計算書

ハ　当該協定の内容が法第百十一条第二項各号に掲げる基準に適合する旨の説明を記載した書類

二　締結しようとする協定が法第百十条第二号の協定である場合　次に掲げる書類

イ　当該協定の締結が公衆の利便を増進する旨の説明を記載した書類

ロ　当該協定の内容が法第百十一条第二項各号に掲げる基準に適合する旨の説明を記載した書類

附　則

この省令は、平成二十二年六月十五日から施行する。

告　示

○金融庁告示第六十三号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第一項及び第二十七条の規定により、日本振興銀行株式会社に対し、業務の一部停止を命じたので、同法第五十六条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月七日

金融庁長官　三國谷勝範

一　業務の一部停止の範囲

平成二十二年六月七日から平成二十二年九月三十日までの間、大口融資（一億円を超えるものに限る。ただし、既往顧客の借換えは除く。）、債権買取業務、新規業務（新商品の販売及び勧誘を含む。）並びに融資及び預金に関する勧誘業務（広告及び宣伝を含む。）を停止すること。

二　命令発出日

平成二十二年五月二十七日

○金融庁告示第六十四号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月七日から適用する。

平成二十二年六月七日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改める。

別表一中

「企業会計基準第23号	「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正 」を
企業会計基準第23号	「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正
企業会計基準第24号	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 」に

改める。

○金融庁告示第六十五号

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月七日から適用する。

平成二十二年六月七日

金融庁長官　三國谷勝範

本則中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改める。

別表中

「企業会計基準第23号	「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正 」を
企業会計基準第23号	「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正
企業会計基準第24号	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 」に

改める。